

第16期 定時株主総会 招集ご通知



2023年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

場所

大阪市北区中之島六丁目2番27号中之島センタービル内

NCB会館 2階「淀の間」

※会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようにご注意ください。

★ 決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の

減少並びに剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取

締役を除く。) 5名選任の件

電子提供制度について

2022年9月1日に電子提供制度が施行されました。(上場会社は法令上導入が義務付けられております)これに伴い、今回の株主総会から、株主総会資料の一部を当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には招集ご通知(ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせを含みます)をお届けすることになります。本制度による、株主様への総会資料の早期提供、ペーパーレス化の推進による環境負荷の低減などの観点から、株主総会資料の電子提供制度にご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

証券コード:4888

株主の皆様へ

ステラファーマは設立当初から ホウ素薬剤の研究開発に取り組んでいる 製薬会社です

代表取締役計長

んでいる 上原 幸樹

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげま す。

第16期定時株主総会を2023年6月27日に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

当社は、『ひとりのかけがえのない命のために、ステラファーマは世界の医療に新たな光を照らします。』との企業理念のもと、BNCTの普及拡大に引き続き取り組んでまいりました。

2023年3月期の国内BNCTの症例数については、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えが低下するとともに、各種学会や当社が主催するWebセミナーを積極的に開催し、BNCTの普及活動を全社一丸となって推進することで症例数が増加し、売上高は伸長しております。

また、国内事業ではBNCTの適応拡大を見据えて、血管肉腫を対象とした第II相臨床試験を開始するとともに、同疾患に対する希少疾病医薬品の指定に向けた活動も開始いたしました。

海外事業では、海外初となる中国・海南島医療特

区へのBNCT導入が決定したほか、欧米への進出の 足掛かりとして、当社製品の新たな製造委託先とし てBryllan LLCとの間で医薬品開発製造に関する基本 契約を締結いたしました。

「がんと闘う人々にとって新たな光となるツール」を世界中に広めるため、私たちはチャレンジし続けるとともに、医療現場から必要とされ、安心して使っていただける医薬品を安定供給することで、信頼していただける企業となることを目指してまいります。

BNCT用ホウ素医薬品の開発において、先駆者としての役割を担うこととなった当社には、相応の社会的責任が課せられていると認識しております。

当社は今後も、医療への貢献を通して、継続的な事業実施を可能とする会社に成長してまいります。 そして、健全な経営体制の下でBNCT及び当社の知 名度と社会的な信用度の向上につなげていきたいと 考えております。

株主の皆様におかれましては今後とも変わらぬご 支援を賜りたくお願い申しあげます。 証券コード 48882023年6月9日株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋三丁目2番7号ステラファーマ株式会社代表取締役社長 上原 幸 樹

第16期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)に ついて電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますの で、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://stella-pharma.co.jp/ir/meeting/



電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりまので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

株主総会資料掲載ウェブサイト https://d.sokai.jp/4888/teiji/



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月26日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

12

1. 時 2023年6月27日 (火曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市北区中之島六丁目2番27号中之島センタービル内

NCB会館 2階 「淀の間」

(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご 参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

第16期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりませんので、前頁記載の各ウェブサイトをご参照ください。

事業報告

「直前3事業年度の財産及び損益の状況」、「主要な事業内容」、「主要な営業所及び工場」、「使用人の状況」、「主要な借入先の状況」、「その他会社の現況に関する重要な事項」、「株式の状況」、「新株予約権等の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」

計算書類

「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

したがって、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を前頁記載の各ウェブサイトに掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。 株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し あげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付 にご提出ください。

開催日時

2023年6月27日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に 対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日) 午後5時入力完了分まで



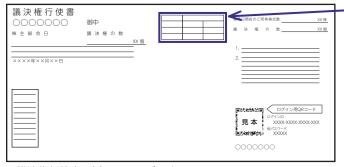
書面(郵送)で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対 する賛否をご表示のうえ、切手を貼 らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月26日 (月曜日) 午後5時到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合
- 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合

第2号議案

- 全員賛成の場合
- 全員反対する場合
- 一部の候補者に 反対する場合
- 「賛」の欄に〇印

「否」の欄に〇印

- 「否」の欄に〇印
- 「替l の欄にO印をし、 反対する候補者の番号を ご記入ください。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱い いたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいた します。

議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- **2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」 を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。 ※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォンの操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク 0120-173-027

(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、下記のとおり、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、当該繰越欠損額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、本議案は、当社の純資産額の変動はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

1. 資本金の額の減少の内容

- (1) 減少する資本金の額 558,029,892円
- (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月1日(予定)

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額 及び減少後の資本金の額が変動いたします。

2. 資本準備金の額の減少の内容

- (1) 減少する資本準備金の額 220.794.544円
- (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2023年8月1日 (予定)

なお、当社が発行している新株予約権が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

- (1) **減少する剰余金の項目及びその額** その他資本剰余金 778.824.436円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額 繰越利益剰余金 778,824,436円
- (3) **剰余金の処分がその効力を生ずる日** 2023年8月1日(予定)

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	。 氏 * 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
田石	(生年月日)		ヨ仏の休丸奴
	再任	1996年 4 月 - 橋本化成株式会社(現 ステラケミファ 株式会社)入社	
		2007年6月 当社取締役	2,000株
	浅 野 省 人 (1971年1月7日)	2007年10月 当社専務取締役 2012年 2 月 当社代表取締役社長	
1		2020年6月 当社代表取締役会長(現任)	
	【選任理由】		
		者とした理由は、創業当初からの総責任者として、BNCTz	
		た第一人者であり、また国内外におけるBNCTの更なる発展	
	-, ,,,,	当社における豊富な業務執行経験を活かし、当社の代表取約 と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであ	
	コロ学者で生力している	2003年4月 ステラケミファ株式会社入社	7.76 9 6
		2003年4月 スケッケーファ 株式公社人性	
	再任	2012年4月 当社取締役研究開発部長	
		2012年11月 当社取締役開発本部長兼安全性管理部長	7,000株
	上原幸樹	2015年2月 当社常務取締役開発本部長兼安全性管理	7,0004米
	(1977年6月11日)	部長	
2		2019年6月 当社常務取締役開発本部長 2020年6月 当社代表取締役社長(現任)	
		2020年 0 月 当性10 衣软种权性皮(块性)	
	= =	者とした理由は、創業当初からの開発責任者として、BNC	Tホウ素薬剤の盟(
		試験の段階から薬事承認に至るまで全体の管理・統括を行っ	
	門知識と経験を活かして	、当社の代表取締役社長として、当社の事業発展に尽力して	ていると判断し、
	引き続き取締役として選	任をお願いするものであります。	

候補者番号	с с с с с с с с с с с с с с	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数						
3	再任 數 和 光 (1959年1月20日)	1981年4月 橋本化成工業株式会社(現 ステラケミファ株式会社)入社 2003年6月 同社取締役営業部長 2007年9月 同社取締役常務執行役員営業部長 2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長 2010年4月 同社取締役常務執行役員営業統括 2013年10月 同社取締役専務執行役員営業統括 2015年4月 当社代表取締役会長 2020年6月 当社取締役営業担当(現任)	5,000株						
	門の責任者として、経営締役就任後も、その経験	とした理由は、長年にわたり無機化学メーカーの経営全般、 に携わっており、また、豊富なマネジメントの経験を有して を活かして、経営全般、事業の推進、発展に尽力していると 願いするものであります。	ています。当社取						
4	再任 林 利 充 (1981年1月20日)	2006年 4 月 株式会社新日本科学入社 2011年 3 月 当社入社 2014年 6 月 当社臨床開発部長 2017年 6 月 当社臨床推進部長 2018年 2 月 当社薬事部長 2020年 6 月 当社取締役薬事部長 2022年 6 月 当社取締役薬事部長 2022年 9 月 当社取締役薬事部長兼臨床開発部長(現任)	2,000株						
	【選任理由】 林利充氏を取締役候補者とした理由は、臨床開発、薬事部門において豊富な経験・実績を有し、当社事業の発展、研究開発体制の強化に取り組んでまいりました。また、当社製品の上市に尽力するなど当社の成長に大きく貢献しております。当社の臨床開発、薬事分野を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。								

候補者番号	Š	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
5	再任 城 芦 崇 裕 (1973年4月12日)	1997年 4 月三井物産株式会社入社2016年 4 月同社ビジネス推進部海外ビジネス推進室次長2017年 7 月三井物産(中国)有限公司戦略企画部総監2018年10月当社入社執行役員経営企画部長2022年 6 月当社取締役経営企画部長(現任)	900株
	び海外ビジネス事業に従 業運営に関する知見を有 構築するなど貢献してお	者とした理由は、広範囲な事業領域を有する総合商社におい事し、海外子会社において要職を歴任するなど、経営全般、しており、当社においても海外市場への進出に向けた関係者ります。経営全般、グローバルな事業運営を理解し、高い専判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであり	グローバルな事 各社とのパイプを 専門性を発揮する

- 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。

以上

事業報告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1)当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当事業年度における国内の医薬品業界は、新薬創出の難易度が高まる中、医療費を含む社会保障費の適正化政策の方針継続や薬価制度の改正の影響等により、厳しい事業環境の中で推移いたしました。

このような環境のもと、当社は新たに海外事業展開を図るべく、住友重機械工業株式会社と同社のBNCT用加速器の海外導入に向けてパートナーシップ契約を締結し、2022年6月には同社とともに中国・海南博鰲(ボアオ)楽城国際医療旅遊先行区へのBNCTの導入に向けて、中国生物科技服務控股有限公司及び同社傘下の鵬博(海南)硼中子医療科技有限公司と、当社製品である「ステボロニン®」の供給に関する基本契約を締結いたしました。当該契約の締結により、日本発の治療を初めて海外に展開することになりました。また、同年12月には欧米市場を対象とした当社製品の安定供給体制の確立のため、米国の医薬品受託製造会社であるBryllan LLCとの間で医薬品開発製造に関する基本契約を締結し、海外での生産体制構築に着手いたしました。

また、開発パイプラインの一つである悪性黒色腫及び血管肉腫を対象とした第 I 相臨床試験の主要評価に関する観察期間が完了し、血管肉腫を対象とした国内第 II 相臨床試験を開始するとともに、国内では再発悪性神経膠腫の治療に対するBNCTの有効性を、PET(陽電子放出断層撮影)検査を用いた新しい評価方法で、より正確に評価することを目的とした研究者主導の特定臨床研究への協力に関する契約を締結したほか、国内におけるBNCTの拡大への取り組みとして、国立大学法人岡山大学と悪性黒色腫を対象にBNCTの応用に向けた共同研究に関する契約を締結いたしました。

BNCT治療の認知度向上に向けた取り組みとしましては、IAEA(International Atomic Energy Agency, 国際原子力機関)総会サイドイベントにて、BNCT用薬剤に関する発表を行いました。同機関が掲げる原子力の平和利用や医療貢献の観点から、日本で治療が開始されたBNCTはIAEA内でも注目されており、当該サイドイベントには製薬企業としては当社が唯一参加し、BNCT及び当社の認知度向上につなげることができました。

これら海外事業展開の加速化や開発パイプラインのより一層の充実、BNCTの認知度向上に向けた様々な施策の実行のため、行使価額修正条項付新株予約権を用いた追加的な資金調達も同時

に実施しております。

国内のBNCTの症例数については、新型コロナウイルス感染症による医療機関への受診控えが落ち着きを示すとともに、各種学会や当社が主催するWebセミナーを積極的に開催し、BNCTの普及活動を全社一丸となって推進することで症例数は増加いたしました。その影響により売上高は伸長した一方、海外事業の展開に向けた先行投資等が発生することで販売費及び一般管理費は増加いたしました。

以上の結果、 当事業年度の売上高は229,067千円(前年同期比128.8%増)、営業損失は806,775千円(前事業年度は営業損失741,902千円)、経常損失は775,974千円(前事業年度は経常損失764,088千円)、当期純損失は778,824千円(前事業年度は当期純損失767,719千円)となりました。

②設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、研究開発機能の充実・強化などを目的として継続的に実施しております。当事業年度の設備投資の総額は39,118千円であり、これらの所要資金については、すべて自己資金で賄っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③資金調達の状況

当社は、SMBC日興証券株式会社を割当先とした第4回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行により、2023年3月までに新株予約権の一部が行使され、438,324千円を調達いたしました。

(2)重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係 該当事項はありません。
- ②重要な子会社の状況 該当事項はありません。

③特定完全子会社に関する事項 該当事項はありません。

④その他の関係会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社への議決権比率	主要な事業内容
ステラケ	ーミファを	株式会社	4,8	29百	万円	38.21%	高純度薬品の製造販売

(3)対処すべき課題

当社が属する製薬業界は、国内における市場規模は横ばいで推移しつつも、がん患者数はなだらかな増加傾向を示しております。高齢化社会を迎えている日本では、医療費の増加とともに今後も一定の市場規模を維持していくことが予測されます。

また、海外では当社が属するがん治療の分野においては、新薬承認及びオーファンドラッグ(希 少疾病医薬品)の増加等により米国を始めとした主要な市場での伸長が予測されております。

がん治療の分野においては、新薬の研究開発が盛んに行われており、潜在的な競合相手に先行するためには、開発から承認に至るまで開発計画を遅延することなく迅速に進める必要があります。 このような経営環境の下、当社が対処すべき主な課題は、次のとおりであります。

①適応疾患の拡大

当社は、2020年3月に、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌を効能・効果として、ステボロニン®の製造販売承認を取得するに至りました。現在、頭頸部癌以外の疾患では、再発高悪性度髄膜腫(医師主導治験により実施)、血管肉腫を対象に臨床試験を実施しており、悪性黒色腫の開発は第 I 相臨床試験で対象とした疾患から適応を広げることも含めて、今後検討していく予定です。再発高悪性度髄膜腫、悪性黒色腫及び血管肉腫も国内では同様に希少がんとされております。対象疾患については、過去の臨床研究等のデータを基に、安全かつ有効な評価が得られる可能性が高い疾患を慎重に選定することで、確度の高い開発計画を策定する方針であります。また、既に国内第 II 相臨床試験を完了している再発悪性神経膠腫に対しては、その結果を用いて承認申請を行う当初方針を変更し、初発悪性神経膠腫への適応拡大も視野に入れ、再検討することとしております。

治験の実施においては、開発体制の強化と開発資金の獲得を滞りなく進め、スケジュール管理 の徹底等によって開発計画を着実に実施していくことを目指してまいります。

②海外展開の推進

日本で承認を得た疾患を対象に、米国や欧州、アジアを中心とした海外市場への展開を計画しております。海外展開において、早期の上市を目指すには、地域ごとに異なる医薬品の製造販売承認に係るレギュレーションを熟知しているパートナー企業との提携が必要不可欠であると考えられます。当社は、海外展開において信頼できるパートナー企業をいち早く選定し、関係構築及び連携を推進してまいります。

③新規パイプラインの拡充

医薬品事業においては、開発パイプラインの充実度が将来の利益貢献に大きく影響することから、新規パイプラインの拡充が重要となります。この点、当社では、BNCTに関連する新規パイプラインの拡張策として、「 18 F-FBPA-PET」の開発に取り組んでおります。 18 F-FBPA-PETによる体内でのボロファラン(10 B)分布の可視化により、BNCTへの適応の検討が容易になることから、BNCTとのシナジー効果が期待されます。当該開発以外にも、当社は、経営資源を有効に活用し、長期的な成長戦略に基づいた新規パイプラインの拡充を実施してまいります。

④財務体質の強化

当社のビジネスモデル上、開発パイプラインが上市され収益化する前に多額の研究開発費用が 先行して必要となるため、当社においては、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマ イナスが発生する可能性があります。そのため、早期の黒字化とともに財務体質の強化が課題で あると認識しております。今後は研究開発活動の適切なコントロールに加え、金融機関からの資 金調達や新株発行等により、更なる財務体質の強化に努める方針であります。

⑤優秀な人材の獲得及び育成

当社は、現在、小規模の組織で事業運営を行っておりますが、今後のグローバル展開のためには、製薬業界に通じた経験や知見等を有する優秀な人材を採用し、営業体制、開発体制及び管理体制を整備していくことが重要であると認識しております。また、採用活動を進めるとともに、教育訓練も重視して取り組み、企業と従業員がともに成長していくことができる体制の構築に取り組んでまいります。

⑥安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者のもとに高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つであります。当社は、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、需要予測の精査及び適正在庫の確保を通じて、安定供給の維持・向上を図っておりますが、現状においては、特に原材料は代替品が無いものとなっていることから、災害時等にも安定供給を維持できるように、原材料のセカンドソース化や相当期間分の販売に対応できる在庫数量の確保等に取り組んでまいります。

-13-

2. 会社役員の状況

(1)取締役の状況(2023年3月31日現在)

Ê	会社における	氏 名			名	担当及び重要な兼職の状況	
代 表	取締	会 長	浅	野	智	之	
代 表	取締	分 社 長	上	原	幸	樹	
取	締	役	藪		和	光	営業担当
取	締	役	林		利	充	薬事部長兼臨床開発部長
取	締	役	城	戸	崇	裕	経営企画部長
取締役	(常勤監査	話等委員)	永	\Box		清	
取締	取締役(監査等委員)		大	西	雅	也	税理士法人大西中野事務所所長
取締役(監査等委員)			辻	井	康	平	弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー

- (注) 1.取締役(監査等委員) 大西雅也氏及び取締役(監査等委員) 辻井康平氏は、社外取締役であります。
 - 2.当社の監査等委員会の体制は次のとおりです。 委員長 永田清氏、委員 大西雅也氏、委員 辻井康平氏
 - 3.取締役(監査等委員)永田清氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するためであります。
 - 4.取締役(監査等委員)大西雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5.取締役(監査等委員) 辻井康平氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6.当社は、取締役(監査等委員)の大西雅也氏及び辻井康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大西雅也氏及び社外取締役辻井康平氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラスメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約をChubb損害保険株式会社と締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。

なお、保険料支払限度額は5億2,500万円であり、当該保険に係る保険料は取締役会の承認の 上、全額会社負担としております。

(4)取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬決定方針を決議しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬決定方針は次のとおりです。なお、 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、2018年6月28日開催の定時株主総会の決 議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員を除く各取締役の報酬額は代表取締役 社長に一任しております。

一任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬につき個々の職責、能力並びに会社の業績及び他社の水準を考慮して決定し、評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定方針については、所定の手続きを経て決定されており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 基本方針

当社は、医薬品の研究開発及び製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性をふまえ、当社の取締役の報酬は短期的な成果よりも、中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系が望ましいと考えております。一方で、当社は、医薬品の製造販売を開始したところであり、事業基盤が安定的に確立されるまで、業績指標と連動する報酬体系を導入することは困難であることから、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

(ロ) 基本報酬 (金銭報酬) の個人別の報酬等の額の決定に関する方針 (報酬等を与える時期 又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社では現在、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等を導入しておらず、該当事項はございません。

(二) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社では現在、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等を導入しておらず、基本報酬のみの支給としております。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき、当社の経営状態及び各取締役の職務執行状況を適切に把握した者が行うべきと考えていることから、代表取締役社長の上原幸樹がその具体的内容についての受任者とし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長の上原幸樹によって適切に行使されるよう、監査等委員である社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長の上原幸樹は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

5 7	\triangle	報酬等の	報酬等	対象となる			
区 分 ·		総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数	
取 締 (監査等委員を	役 を除く)	59,914千円	59,914千円	-千円	-千円	6名	
	等委員) 収締役)	15,882千円 (5,800千円)	15,882千円 (5,800千円)	-千円	-千円	3名 (2名)	
合	計	75,796千円	75,796千円	-千円	-千円	9名	

(注) 当社は、2018年6月28日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額を年額300,000千円以内、監査等委員の報酬限度額は50,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は5名(うち社外取締役1名)であり、取締役(監査等委員)の員数は3名(うち社外取締役2名)であります。

(5)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地	位	氏	名	兼	職	す	る	法	人	等	兼	職	の	内	容
取 締 (監査 等 委	役 ^美 員)	大西碧	雅也	税理	里士法	生人力	大西中	中野事	事務所	Г		j	所長		
取 締 (監査等委	役 員)	辻 井 🏻	東平	弁護	養士》	去人	御堂	筋法	律事	■務		/\ ^o -	- トラ	+ <u>-</u>	

- (注) 1. 当社と税理士法人大西中野事務所との間に特別な関係はありません。
 - 2. 当社と弁護士法人御堂筋法律事務所との間には顧問契約等の取引がございますが、その取引額は当社の売上高の1%未満であり、また同弁護士法人における売上高の1%未満といずれも僅少のため、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏			名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	大	西	雅	也	大西雅也氏は、当事業年度に開催された取締役会17 回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席 いたしました。 同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地か ら、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に 対する監督、助言を行っております。 引き続き当社取締役会の機能強化に向けた役割を期 待しております。
取 締 役 (監査等委員)	辻	井	康	平	辻井康平氏は、当事業年度に開催された取締役会17 回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席 いたしました。 同氏は、弁護士としての専門的見地から、特に経営 意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制 の強化に向けた必要な発言を適宜行っております。 引き続き当社取締役会の機能強化に向けた役割を期 待しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

			(単位・十円)
科 目	金額	科目	金額
(資 産 の 部)		(負債の部)	
流動資産	3,792,734	流 動 負 債	421,585
現金及び預金	2,710,301	買掛金	49,069
		1年内返済予定の長期借入金	160,008
売 掛 金	59,288	未 払 金	196,059
製品	88,835	未 払 費 用	5,075
★ 計 品	849,567	未払法人税等	6,330
原材料及び貯蔵品	2,192	預り金	4,022
前払費用	39,488	賞 与 引 当 金	1,020
			.,==0
そ の 他	43,059	固定負債	1,154,965
		長期借入金	933,300
固定資産	536,318	長期未払金	173,880
有 形 固 定 資 産	102,874	退職給付引当金	47,784
建物	7,145		17,701
機械及び装置	89,138	負 債 合 計	1,576,550
		(純 資 産 の 部)	1,57 0,550
工具、器具及び備品	6,590	株主資本	2,742,357
無形固定資産	61,667		3,300,417
特 許 権	53,341	資 本 金	220,794
商 標 権	620		220,794
ソフトウェア	7,706	利益剰余金	△ 778,824
		その他利益剰余金	△778,824
	371,776	繰越利益剰余金	△778,824
投 資 有 価 証 券	302,743	自己株式	
長期前払費用	48,077	新株予約権	10,144
そ の 他	20,955	471 IV 그: 마크 (EE	10,144
		純 資 産 合 計	2,752,502
資 産 合 計	4,329,053	負債純資産合計	4,329,053
	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	7 7 T 2 0 0	.,525,555

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

(単位:千円)

科		金	額
売 上 高			229,067
売 上 原 価			22,123
売 上 総 利	益		206,944
販売費及び一般管理費			1,013,719
営 業 損	失		806,775
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	1	
有 価 証 券 利	息	1,425	
受 取 手 数	料	25,000	
受 託 研 究 収	入	14,181	
その	他	11	40,620
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	2,580	
新 株 予 約 権 発 行	費	5,928	
株 式 交 付	費	1,193	
為替差	損	34	
その	他	81	9,818
経 常 損	失		775,974
税 引 前 当 期 純 損	失		775,974
法人税、住民税及び事業	税	2,850	2,850
当期純損	失		778,824

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

ステラファーマ株式会社 取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 笹 山 直 孝

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 福 竹 徹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ステラファーマ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、 監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計

上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入 手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関 して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実 性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又 は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除 外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手し た監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなく なる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及 び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価 する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因 を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会 決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査等 委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠して、取締役及び使用人等からその構築及び運 用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下 記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会としては、コーポレートガバナンス強化の観点から、今後も継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

第16期事業年度において報告すべき重要な後発事象はありません。

2023年5月15日

ステラファーマ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 永田 清 🗊

監査等委員大西雅也 🗊

監査等委員辻井康平 🗊

(注)監査等委員大西雅也及び辻井康平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

大阪市北区中之島六丁目2番27号

中之島センタービル内 NCB会館2階「淀の間」



交通のご案内

京阪中之島線「**中之島駅**」 2番出口より徒歩約4分 JR東西線「新福島駅」 3番出口より徒歩約10分 JR大阪環状線「福島駅」 より徒歩約16分 地下鉄千日前線「阿波座駅」 9番出口 より徒歩約8分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



